



26練教教指第1979号
平成26年10月10日

練馬区立幼稚園長様
練馬区立小学校長様
練馬区立中学校長様
練馬区立小中一貫教育校長様

練馬区教育委員会教育振興部
教育指導課長 堀田 直樹
(公印省略)

気象警報発表時における臨時休業等の対応について

練馬区教育委員会では、台風や暴風雪等の気象災害が発生するおそれがある際、子供たちの安全を確保するために、練馬区立幼・小・中学校（園）における今後の対応は、つぎのとおりとします。

なお、当日の朝に配信していた気象庁による警報の発表状況および臨時休業措置の有無についての校長継送メールは、受信時刻に時間差が生じることから今後行いませんので、各学校で対応願います。

1 臨時休業となる場合

当日午前7時の時点で、気象庁から「練馬区」について、つぎのいずれかの警報が発表されている場合は臨時休業となります。

○「特別警報（大雨・強風・大雪・暴風雪等）」または「暴風警報」「暴風雪警報」

※河川の洪水や浸水害が心配される地域は、「大雨警報」や「洪水警報」の発表により、各学校の判断で臨時休業とすることができます。その際、保護者に学校の対応を事前に通知してください。

2 臨時休業とならない場合の対応

- (1) 風雨や地域の状況、または職員の出勤状況において、始業を繰り下げる等の対応をしたときは、教育指導課へ報告してください。
- (2) 始業を繰り下げた場合、スクールゾーンが解除されていることを想定して、登校時の見守り体制等、児童・生徒の安全確保をお願いします。
- (3) 下校については、各学校において地域の状況をよく把握したうえで安全を図ってください。

3 保護者への連絡等の対応

- (1) 当日の朝に、学校から配信するメールは時間差が生じるおそれがあるため、事前に臨時休業となる場合等の各学校の対応を、通知文、緊急連絡メールまたは学校ホームページ等で保護者にお伝えください。
- (2) 各家庭で登校に支障があると判断した場合は、安全が確認できるまで自宅にて待機させるようお伝えください。併せて、気象状況を理由として登校（園）できない場合は、「欠席」や「遅刻」の扱いにならないこともお伝えください。（登校できなかった場合は、「出席を必要としない日」となります）

4 職員の通勤について

気象状況による交通機関の不通等が予想される場合は、朝から出勤できる職員等を事前にご確認ください。